

**憲法しんぶん 速報版**  
発行 憲法改悪阻止各界連絡会議（憲法会議）  
Eメール mail@kenpoukaigi.gr.jp TEL03-3261-9007  
ホームページ http://www.kenpoukaigi.gr.jp FAX03-3261-5453

2022年5月23日(月)  
NO. 1273号  
本号3頁プラス宣伝

## 「憲法改悪を許さない全国署名」63万提出!! 「19日行動」

第78回となる「19日行動」、「ロシアのウクライナ侵略反対！即時撤退！改憲発議反対！軍拡やめろ！辺野古新基地建設中止！くらしといのちを守れ！5・19国会議員会館前行動」が、議員会館前で開催されました。「憲法改悪を許さない全国署名」が入った段ボールが積み上げられ、「9条壊すな！平和の砦」と書かれたプラスタ一などを手に、750人が参加しました。



日本共産党、立憲民主党、社民党の代表が参加。共産党の赤嶺政賢衆院議員は、憲法審査会で自民党や維新の会などによって「改憲の大合唱が起きています」と訴え。「私は、9条を守れと主張し続けます。参院選で、改憲を許さない声を大きく広げましょう」と呼びかけました。

各党の挨拶の後、62万2403人分の「憲法改悪を許さない全国署名」が、参加した市民と野党の代表に手渡され、「力をあわせて参院選で改憲を阻止する結果を出そう」とアピールしました。

提出後、総がかり行動実行委共同代表の藤本泰成さんがあいさつ。国連憲章違反であるロシアのウクライナ侵略を絶対に許さず、「今こそ9条に掲げられた、不戦の誓いを全世界に発信するときです」と述べました。

その後、さまざまな立場の市民がスピーチ。東京・杉並区長選挙（6月19日投開票）に野党統一候補として立候補する岸本さとしさんは、今年の総選挙でも杉並区の大部分を占める東京8区で野党統一候補が勝利したと紹介。「参院選に弾みがつくような結果を出したい」と発言しました。

主催は、総がかり行動実行委員会と9条改憲NO！全国市民アクションです。

## 憲法9条への自衛隊明記で対立 自・立、公明は72条案提起

衆院憲法審査会は19日、安全保障をテーマに各党による討議が行われ、憲法9条を改正して自衛隊を明記するかや、憲法上可能とされる自衛権の範囲等について意見が交わされました。

自民党の新藤義孝氏は、は憲法9条に自衛隊を明記する党の改正案を説明したうえで「専守防衛の理念のもと、自衛力を担う自衛隊を明確に位置づけるものであり、必要最小限度の範囲とされる自衛権の制約は変わらない。防衛力の質が変わるものではない。自衛隊の法的位置づけは、現在の解釈と全く同じだ」と述べるなど、9条に自衛隊を明記しても「変わらない」「変わらない」と繰り返していました。本当にそう思っているのでしょうか、国民を欺いているのでしょうか、疑問。

立憲民主党の奥野総一郎氏は、「憲法改正の議論よりもまず、現在の9条で、日本を守るために何ができるのかをはっきりさせるべきだ。自民党の案では、自衛隊に何ができるのかなどが書かれておらず、かえって混乱を招くだけではないか」等と述べ、9条の2に明記する自衛隊の役割が不明瞭などとして反対を表明しました。そして、奥野氏は「9条改正ありきの議論は断固反対だ」と表明しました。

日本維新の会の足立康史氏は、維新の会が昨日発表した憲法9条に自衛隊を明記する改正案を説明したうえで「ウクライナ戦争が勃発し、現行憲法の問題点に多くの国民が気付くこととなった今、何を差し置いても議論すべき項目の1つは9条だ」と述べました。しかし、準備不足でしょうか、玉木氏から質問が出されると、シドロモドロの回答を繰り返しました。そして、他党の委員が意見を述べている審議中にもかかわらず、こそこそと玉木氏に出向き、説明していました。

公明党の北側一雄氏は9条1項、2項は堅持した上で、首相や内閣の職務を規定した72条や73条に首相の自衛隊への指揮監督権を書き加える案も検討できるとの考えを示しました。先日、公明党の石井幹事長は、記者会見で自民党が、憲法9条を改正し、自衛隊を明記する必要性を訴えていることに関連し、「安全保障法制で集団的自衛権の行使を可能にしたことで、従来の憲法9条の枠の中で日米の信頼関係は強化された。現時点で9条を変えなければ何ができないということはない」と述べ、9条の改正に慎重な姿勢を示していました。どうも、公明党ははっきりしない。きっぱりと、「9条改憲反対」と言えないのでしょうか。

国民民主の玉木氏は、必要最小限はその時々国際情勢や科学技術等の諸条件によって左右される相対的な概念だ。量的な概念だという説明もある。現在の解釈について議論が分かれるようであれば、まず憲法審査会で必要最小限についての解釈を共有、確定することを求めたいと発言。

日本共産党の赤嶺政賢氏は、政府は集団的自衛権の行使として敵基地攻撃を行うことも可能と答弁している。日本への武力攻撃が行われていないのに、他国を攻撃することなど9条の下で許されるはずがない。相手国を攻撃すれば、それ以上の反撃を受け、日本全土が攻撃にさらされる。ウクライナ危機に便乗し、9条を変えるべきだという主張がなされるが、平和憲法の根幹を覆すことで認められないと述べました。

## **維新の会 自民と同じ9条に自衛隊明記へ 「核共有」も公約へ**

日本維新の会は18日、憲法9条に自衛隊を明記する憲法改定の条文イメージを発表し、参院選公約に、大軍拡や「核共有」の議論の開始などを明記する方向で検討していることを明らかにしました。自民党の自衛隊明記を含む「改憲4項目」と呼応し、ウクライナ危機に乗じて、「戦争をする国」づくりを進める維新の姿勢は、改憲の“突撃隊”そのものです。

改正案は、自民党改憲案と同じく「9条の2」を新設し、「前条の範囲内で、法律の定めるところにより、行政各部の一として、自衛のための実力組織としての自衛隊を保持する」と明記するとしています。

藤田文武幹事長は同日の記者会見で、改憲の必要性について、「自衛隊を違憲とする政党や有識者（憲法学者）がいるなかで、憲法に自衛隊を位置付け、そうした主張の根拠を解消する必要がある」と説明。憲法審査会に議論を提起するとしました。

あわせて、党の安全保障政策に関わって、「積極防衛能力」の整備のための具体策（案）として、(1)GDP（国内総生産）比2%への防衛費の増額(2)中距離ミサイル等新たな装備の拡充(3)核共有を含む拡大抑止に関する議論の開始(4)「専守防衛」の定義にある「必要最小限」に限るとの規定の見直し—など全8項目を提示。藤田氏は、「維新八策（選挙公約）に記載する方向で文言を調整中だ。具体案として議論を進めている」と語りました。

こんなに危険極まりない日本維新の会に、参院選では厳しい審判を下さねばなりません。

### **自民党は、「自民党提案と同じライン」と歓迎**

なお、衆院憲法審査会後、自民の新藤氏は審査会終了後、記者団に、維新の条文イメージについて「基本的に自民党の（9条改憲）提案と同じラインの内容だ」と歓迎しました。

## **侮辱罪厳罰化、「3年後の検証」明記し、衆院法務委で可決**

侮辱罪の法定刑を引き上げる刑法改正案が18日、衆院法務委員会で可決されました。採決に先立ち、表現の自由を制約していないかを3年後に検証することを付則に明記する修正が行われました。

侮辱罪の厳罰化はネットでの誹謗中傷の深刻化を受けた措置。公然と人を侮辱するという構成要件は変えず、「拘留（30日未満）または科料（1万円未満）」という現行の法定刑に「1年以下の懲役・禁錮か30万円以下の罰金」を加えました。

法定刑の引き上げに伴い、逮捕する際の「住居不定」といった条件はなくなります。野党の一部は「政治家を批判したら逮捕されかねず、表現の自由が脅かされる」と批判。法務省と警察庁は、

正当な言論活動は処罰対象ではなく、現行犯逮捕は「実際上は想定されない」とする政府統一見解を提出しました。

そのうえで採決前の法案修正で、施行3年後に「表現の自由を不当に制約していないかを外部有識者を交えて検証し、結果に基づいて必要な措置を講じる」という付則が追加されました。

同時に付帯決議も可決されました。表現行為が公益を図る目的なら罰しない除外規定を求める反対派の意見を踏まえ、3年後の検証では「公共の利害に関する場合の特例の創設も検討すること」と政府に求めています。刑法改正案には、再犯防止を図るために懲役刑と禁錮刑を一本化して「拘禁刑」を創設することなども盛り込まれました。

## 法案の問題点（憲法しんぶん速報 1270 号にも記載）

すでに侮辱罪の法定刑を引き上げる刑法改正案の問題点について、憲法しんぶん速報 1270 号で指摘しましたが、改めて、問題点を指摘します。

### ① SNS、インターネット上の誹謗中傷の被害を抑えられるのか

「改正」案は、SNS、インターネット上における誹謗中傷で自殺に追い込まれるなどの事件増加、被害を抑えることを目的としています。しかし、「改正」案はそうなっていません。必要な立法は、この間急増する SNS、インターネット上の誹謗中傷を対象としたものであり、単に、現行の侮辱罪の法定刑を引き上げれば事件増加、被害を抑えることができるという問題ではありません。SNS、インターネット上における誹謗中傷の規制に焦点をあてるべきです。

### ② 侮辱罪の法定刑引き上げは、憲法 21 条が保障する表現の自由に違反

侮辱罪の法定刑引き上げは、憲法 21 条が保障する表現の自由に違反します。21 条は「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」としています。表現行為に市民の喜怒哀楽が込められるのは当然のことであり、政治家や官僚に侮辱的な言葉が投げつけられることはあります。表現の自由とは、そもそもそうした内容を含むものです。表現の自由は民主主義社会を維持・発展させるための基礎です。

### ③ 日本の侮辱罪の法定刑引き上げは国際的な流れに逆行

現行の侮辱罪は「事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘留又は科料に処する」というものです。基本的に逮捕・拘留はできません。しかし、法定刑が引き上げられれば、逮捕・拘留ができるようになります。表現の自由に対する規制は、最小限にとどめられなくてはなりません。欧米では侮辱罪より罪の重い名誉毀損罪について刑事ではなく民事で対応しようという動きになっています。日本の侮辱罪の法定刑引き上げは国際的な流れに逆行するものです。

## 各地のとくくみ

### 鳥取 憲法学習講演会・「いまこそ生かそう平和憲法—日本国憲法75年の原点と現点」

鳥取県憲法会議など呼びかけ 22 団体は、日本国憲法施行 75 年目となる 5 月 3 日、米子市内で約 50 人が参加して、講師と会場をオンラインで結んだ憲法学習講演会（第 13 弾）を開催しました。

講師の「丹羽徹」氏（龍谷大学教授・大阪憲法会議幹事長）は、憲法施行後の改憲勢力の動きの中で特に顕著となった、安倍・菅政権の憲法破壊（壊憲）、民主主義破壊の動きとして、集団的自衛権行使容認の解釈変更。安法制・共謀罪法・重要土地規制法の制定。敵基地攻撃能力保有、防衛費 GDP 1% 枠の撤廃への議論加速。自衛隊日報問題などの文書改ざん。日本学術会議問題などの説明責任逃れ。などの悪政の動きを説明しました。

次に、改憲勢力の目論む憲法改悪への方向付けとされる、自民党改憲 4 項目（①自衛隊の明記②緊急事態条項の創設③教育の充実④合区解消）について、国民の権利が大幅に無視される重大な危険性があることを説明しました。

そして、昨年秋の総選挙結果や 2 月のロシアのウクライナ国侵略に便乗した、改憲勢力の最近の危険な動きを説明し、夏の参議院選挙で改憲勢力の増加を阻止し、今こそ日本国憲法の先駆性を輝かせる運動を進める時であることを強調しました。

講演会終了後には、参加者有志と飛入り参加 2 人を加えた 9 人が街頭に立ち、プラカード、横断幕を掲げ、日本国憲法について考え、その平和憲法を守り活かす運動への呼掛けを行いました。



# 宣伝

## 中央社保協/社会保障誌 2022 年初夏号

### 「憲法特集」 Q&Aパンフの活用の呼びかけ

中央社保協は、社会保障誌 2022 初夏号（5月号）を「憲法特集号」として発行し、「平和的生存権を守れ」「9と25条を一体に」「人権としての社会保障を」等を掲げて、憲法改悪反対の学習運動を呼びかけています。

あわせて、特集号に掲載した「Q&Aパンフ」を、ぜひ、学習・宣伝行動等にご活用ください。「Q&Aパンフ」は憲法会議が全面的に協力し、完成させました。



#### お知らせ

① 憲法特集「Q&Aパンフ」は、中央社保協のホームページに全ページ掲載されていますので、自由に印刷して活用下さい。

② 「憲法特集号」Q&Aパンフの注文（1部 50円、送料別途）

③ 社会保障誌 2022 初夏号「憲法特集号」の注文（1冊 550円、送料別途）

②、③の注文は下記の事項を記述し、中央社保協まで FAX かメールで送ってください。

### 注文書

◆社会保障誌 2022 初夏号「憲法特集号」（1冊 550円、送料別途） 注文冊数（ ）冊

◆「憲法特集号」Q&Aパンフ（1部 50円、送料別途） 注文部数（ ）部

○注文日 月 日

○団体名（ ）

○注文者（請求書宛先）住所 ※担当者名（ ）

〒住所

電話 FAX

○送付先住所（注文者と同じ場合は省略）

〒住所

電話 FAX

○中央社保協 FAX03-5808-5345 Email:k25@shahokyo.jp へ送付を

◆問い合わせ先 03-5808-5344（中央社保協事務局）